（別紙）

主な改正内容

10 月 1 日以降の取扱いについて、主な改正内容は下記のとおり。

記

1　補助区分及び基準額の変更

（1）基準額を約 0.8 倍に変更

（2）消毒経費の廃止

（3）重点医療機関の廃止に伴う補助区分の変更

※院内感染が発生した医療機関については、

9 月 30 日までは、重点医療機関とみなし、重点医療機関に含まれていたが、

10 月 1 日以降は、新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関として扱う。

9/30まで

区分		基準額
重点医療機関	ＩＣＵ（特定機能病院等）	218,000
	ＩＣＵ（一般病院）	151,000
	ＨＣＵ	106,000
	療養病床（休止病床のみ）	16,000
	上記以外の病床（特定機能病院等）	37,000
	上記以外の病床（一般病院）	36,000
重点医療機関以外	ＩＣＵ	97,000
	重症患者・中等症患者	41,000
	上記以外の病床	16,000
消毒経費		知事が必要と認める額

10/1以降

区分		基準額
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	ＩＣＵ（特定機能病院等）	174,000
	ＩＣＵ（その他医療機関）	121,000
	ＨＣＵ	85,000
	上記以外の病床（特定機能病院等）	30,000
	上記以外の病床（その他医療機関）	29,000
新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関	ＩＣＵ（特定機能病院等）	174,000
	ＩＣＵ（その他医療機関）	121,000
	ＨＣＵ	85,000
	要件を満たす病床（ICU、HCUを除く）（特定機能病院等）	30,000
	要件を満たす病床（ICU、HCUを除く）（その他医療機関）	29,000
	上記以外の病床	16,000

2　補助対象となる病床及び期間の限定

（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に限る。）

（1）補助対象病床

中等症Ⅱ・重症患者、特別な配慮が必要な患者及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者が入院する病床に限定

（2）補助対象期間

オミクロン株による感染拡大時のピークの在院者数の３分の１を超えた時点から、３分の１を下回った時点までの期間に限定